

瀬戸市告示第 39 号

平成 20 年瀬戸市告示第 36 号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は  
収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成 28 年  
4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車場、東横山駐車場及び瀬戸口駅北駐車場使用料の徴収事務	<u>株式会社日本メカトロニクス</u>	宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車場、東横山駐車場及び瀬戸口駅北駐車場使用料の徴収事務	<u>瀬戸まちづくり株式会社</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸市定光寺野外活動センター施設等使用料の徴収事務	<u>ホームックス株式会社</u>	瀬戸市定光寺野外活動センター施設等使用料の徴収事務	<u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の徴収事務	公営社団法人愛知県獣医師会 <u>瀬戸・尾張旭・長久手獣医師会</u> <u>川合動物病院</u>	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の徴収事務	公営社団法人愛知県獣医師会 <u>瀬戸・尾張旭・長久手獣医師会</u> <u>川合動物病院</u> <u>有限会社ベッツアニマルクリニック瀬戸</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>